

兵庫県公報

平成30年10月26日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 豊かな海づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則（水産課）	1

公布された法令のあらまし

●豊かな海づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則（規則第52号）

平成30年7月豪雨並びに同年台風第20号及び第21号により甚大な被害を受けた漁業者等の資金需要に対応するため、豊かな海づくり資金の償還期限及び据置期間について所要の整備を行うこととした。

規 則

豊かな海づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年10月26日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第52号

豊かな海づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則

豊かな海づくり資金利子補給規則（昭和47年兵庫県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表6の項中「5年」の右に「(知事が特に必要と認める場合は、7年)」を、「1年」の右に「(知事が特に必要と認める場合は、2年)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊かな海づくり資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付ける豊かな海づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた豊かな海づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。